

大竹市監査公表第 5 号

令和 2 年 6 月 2 6 日付け大竹市監査公表第 4 号で公表した，令和元年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況について，追加の回答があったので，地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

令和 2 年 7 月 2 0 日

大竹市監査委員 薬 師 寺 基 夫

大竹市監査委員 網 谷 芳 孝

令和元年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況について

【共通指摘要望事項】

3 誤りのない仕組みづくりに関すること

(1) 事務マニュアル及びチェックリストの活用について

毎年繰り返し行われる各種辞令の交付においては、事務マニュアルに沿ったチェックリストを活用することが有効であるが、未整備若しくは実態に即した改善が見過ごされることで、同じ過ちが繰り返されかねない事案が見受けられた。このことは、前年度の共通指摘要望事項においても指摘してきたところである。

事務マニュアルどおりの手順になっていない事例として、全庁的な現金取扱員及び物品取扱員等の辞令交付事務において、各課からの内申があった日以降の日付で処理されることなく、毎年4月1日に遡る事務処理が繰り返されている事案が見受けられた。現金等の取り扱いが行われていない期間を遡る必要性はないものと考え

る。
会計課においては、当該事務の手順が事務マニュアルシートの記載内容（「内申が会計に出た以降で市長に起案する」）のとおりになっていないので、併せて実態に即して改善を要する。

なお、人事異動発令時に現金取扱員等の任命が必要な場合は、内示段階で準備しておき、その身分が有効となった日付で辞令書を交付することができないか、実態に即した事務改善を検討されたい。

本市行財政システム改善推進本部においては、「行財政改革の実施計画」に沿って、事務マニュアルなどの活用・改善率の向上に向けて取り組みを進めているところである。引き続き全庁的に改善に向けての意識が浸透するよう努められたい。

回答（追加分）

会計課

人事異動発令時の現金取扱員等の任命については、異動内示の段階で、任命事務の準備を行い、その身分が有効になった日付で辞令書が交付できるように事務改善を進めます。

また、物品取扱員については、設置箇所及びなるべき者の職を規則で規定するため、会計規則を改正中です。